

はじめに

本校は聴覚に障害のある子どもたちを教育する特別支援学校である。「みんなちがってみんないい」を合言葉とし、一人一人のよさを互いに認め合いながら切磋琢磨できる学校を目指している。聴覚障害の特性に配慮しながら「いじめは絶対に許されない」という基本的な考え方を教職員、保護者、子どもたちとで共有し、いじめ防止に取り組むこととする。

第1章 基本的事項(いじめの定義、いじめの理解、いじめの基本的な考え方)

1 浜松聴覚特別支援学校の子どもたちについて

本校の子どもたちは聴覚に障害があり補聴器や人工内耳を装用している。言語力不足やコミュニケーションの困難さから、気持ちの行き違いや誤解を生じることがある。また幼児期から限られた小集団の中で生活しているため、子ども同士の人間関係や序列が固定しがちであることにも配慮を要する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは「子どもに対して、一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)で、行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの」をいう。

具体的な表れとして、たとえば以下のようなものが考えられる。

- (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
- (2) 仲間はずれにされたり、集団から無視されたりする。
- (3) 軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- (4) 体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

ひとつひとつの行為がいじめにあたるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要である。また、いじめには様々なあらわれがあることに気を付けて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気付いていなかったりする場合もあることから、その子の周りの状況等をしっかりと確認することが必要である。

3 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4) いじめは、「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違っている。
- (5) いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめはどのような理由があろうとも許されない行為であり、どの子にも起こりうるものである。したがって、すべての子どもに向けた対応が求められる。またその未然防止、早期

発見、早期対応には学校全体で取り組まなければならない。

とくに未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係を築いていくことが大切であり、日々の教育活動の在り方とも密接にかかわっている。

第2章 組織の設置

1 組織

いじめ防止対策委員会

2 構成員

校長 副校長・教頭 事務長 各学部主事 生徒指導課長（委員長）養護教諭 当該学級担任

※その他必要に応じて委員長が招集する。

3 組織の役割

いじめの防止、早期発見及び対処等の措置を実効的に行うため、いじめに関する情報の収集、記録、取組方針の企画立案等を行い、いじめ対策の中核となる。また重大事態への対応にあたる。いじめ相談窓口は上記の構成員となる。

第3章 いじめの防止対策

1 「分かる」状況作りとコミュニケーション手段の活用

- ・発達段階や実態に応じたコミュニケーション手段を活用し、「分かる」「伝わる」環境作り、授業作りに努めることで、自信をもって周囲と関わったり自分の考えを伝えたりできるようにし、聴こえにくさによる誤解や気持ちの行き違いを減らす。

2 自尊感情の向上と道徳的価値観の育成

- ・自立活動の学習を通して障害への肯定的理解を図り、子どもの自尊感情を高める。聴覚障害がある先輩とたくさんふれ合うことで、よりよい自分を目指そうとする意欲をもてるようにする。
- ・道徳や学級活動を通して、きまりを守ろうとする規範意識や、互いを尊重する人権感覚をじっくりと育てる。

3 仲間づくりと社会性の育成

- ・学校行事や縦割り活動、部活動等を通して一人一人のよさを伸ばし、自己効力感を育てる。望ましい人間関係の在り方を学ぶとともに、心身の成長につなげる。
- ・交流や校外での活動、外部人材活用などを通していろいろな人と関わる経験を増やし、ルールやマナーを身につけ社会性を育てる。

4 保護者との連携

- ・保護者が異変に気づいたとき、速やかに学校へ相談できるよう、日ごろから保護者との信頼関係を築く。また普段から連絡ノートや面談などを通して情報の共有に努める。

5 教職員研修

- ・人権教育研修会等を通して、いじめ及び人権に対する正しい理解と自らの人権意識を高め、いじめ及び人権に対する意識の向上を図る。
- ・学部会等で常に子どもについての情報交換を行い、子どもを見守る。

6 ネットを介したいじめの防止

- ・「情報モラル講座」等を開催して、子どもたちにネット利用の基本的なマナーやルールを再確認し、誹謗・中傷の書き込みは犯罪であることを指導する。
- ・保護者に対して、インターネットや携帯電話及びスマートフォンの使用についての家庭でのルール作りと見守りを求める。
- ・学校への携帯電話及びスマートフォン持込みは許可制とする。

第4章 いじめの早期発見

1 子どもの実態把握

- ・観察…授業だけでなく休み時間等にも声を掛け、子どもの様子に注意をはらう。また日常の日記等を通して子ども理解に努める。
- ・情報収集…連絡ノートや定期的な個別面談、送迎時の連絡などを通し、子どもや保護者から情報を積極的に収集する。また教職員間の情報交換も大切にする。
- ・調査…子どもたちを対象に年2回の学校アンケートを行い、必要に応じて学部主事による個人面談を行う。

2 相談体制の整備

- ・担任、養護教諭のほか、必要に応じて心理、福祉に関する専門家の協力を得るなど、子ども、保護者、教職員に対する相談体制を整備する。
- ・いじめの相談を受けた場合には、家庭等と連携し、いじめを受けた子どもやいじめについて報告した子どもの立場を守るよう配慮する。

第5章 いじめに対する措置

1 事実確認と委員会の招集

- ・いじめが疑われる場合は、早期に事実確認を行う。
- ・いじめが確認された場合は、いじめ防止対策委員会の指示のもと、いじめを受けた子ども（以下被害幼児児童生徒）とその保護者に寄り添った適切な対応及び支援を行う。また、いじめを行った子ども（以下加害幼児児童生徒）とその保護者においても、継続的な指導、助言を継続的に行う。
- ・事実確認した結果を静岡県教育委員会に報告する。

2 いじめられた子どもへの支援

- ・教職員は、寄り添い見守り続けるという意味を伝える。
- ・子どもの意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（別室登校や登下校の方法など）を立て、安心して教育を受けられるように配慮する。
- ・心のケアや登下校、休み時間の見守りなどの具体的な安全確保を行う。

3 いじめた子どもへの指導

- ・いじめは重大な人権侵害であるということを認識させ、いかなる理由があってもいじめは許されないことを伝える。
- ・安易な謝罪で済ませず相手の心の痛みを理解させる。また、自らの行為の責任を自覚させ自らの生き方をじっくり考えさせる指導を行う。
- ・いじめに至った原因や背景を踏まえ継続的に立ち直りに向けた支援や指導を行う。

4 周囲の子どもへの指導

「自分ごと」として考えさせ、コミュニケーション力と集団づくりを促進し、多様性への理解促進と支援を強化する。

(具体例)

- ・はやし立てたり見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させる。
- ・勇気ある行動ができなかった自分を見つめ直し、個人や集団で再発を防ぐための具体的な手立てを指導する。
- ・必要に応じて、学年、学部、さらに学校全体へと再発防止に向けた指導を行う。

5 保護者への対応

いじめの事実確認後、加害幼児児童生徒側・被害幼児児童生徒側双方の保護者への助言・支援を通じて、再発防止と関係改善を図り、家庭と連携して組織的・継続的な対応を行う。

【事実確認と情報提供】

- ・いじめの事実確認後、関係保護者で情報を共有し、争いを生まないように配慮する。

【加害側保護者への指導・助言】

- ・いじめの非人間性や人権侵害行為であることを理解させ、指導の必要性を伝える。
- ・心理的孤立感を与えないよう配慮しつつ、根気強く指導を継続する。
- ・必要に応じて、教育委員会と連携し出席停止措置を検討するなど、毅然とした対応も視野に入れる。

【被害側保護者への支援・連携】

- ・被害幼児児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校と連携して支援する。
- ・別室学習など、具体的な支援策を講じ、保護者と協力する。
- ・教育相談や専門機関の紹介など、心のケアも重視する。

【組織的な連携と啓発】

- ・PTA や地域と連携し、情報モラル教育や家庭でのインターネット利用ルール作りを推進する。
- ・警察や法務局など外部機関とも連携し、多角的に問題解決を図る。

6 関係機関との連携

学校単独での対応が困難な場合に、警察、児童相談所、医療機関、法務局（人権擁護機関）民生委員、精神科医等、心理や福祉の専門家などに協力を仰ぎ、専門的な支援や実効性のある指導を行う。

(連携が必要となる具体的なケース例)

- ・学校の指導だけではいじめが収まらない場合。
- ・いじめの内容が犯罪に該当する可能性がある場合（警察との連携）
- ・被害幼児児童生徒、加害幼児児童生徒の心理的・身体的ケアが必要な場合（医療機関、児童相談所との連携）
- ・人権侵害の可能性のある場合（法務局、人権擁護機関との連携）

7 経過観察と再発防止

- ・いじめが解決したと見えても終わりではなく、保護者連携の下で継続的な見守りを行い、問題の再燃を防ぎ、学校全体で再発防止策を講じる。定期的な保護者との情報共有、いじめ防止対策委員会の活用による再検討、専門機関との連携（警察・児相など）、加害幼児児童生徒への指導強化（別室指導・出席停止、次学部・次学年や進路先等への引継ぎの配慮含む）、そして全校的な指導による未然防止といった多角的なアプローチで、継続的な安全確保と根本的な解決を目指す。

第6章 重大事態への対応

1 重大事態のケース

重大事態とは次のような場合をいう。

- (1) 生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
- (2) 欠席の原因がいじめと疑われ、児童生徒が相当の期間（年間 30 日を目安とする）学校を欠席しているとき、あるいは、いじめが原因で児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合。

2 重大事態についての調査

いじめ防止対策推進法に基づき、事実関係の明確化と再発防止を目的とし、県教育委員会と学校が連携して実施する。調査は学校いじめ防止対策委員会が中心となり組織的に取り組む。被害幼児児童生徒・保護者への丁寧な説明と情報提供が義務付けられ、不登校ケース（30 日以上欠席）なども対象で、文科省のガイドラインとチェックリストに沿って、迅速かつ適切に行う。

3 被害幼児児童生徒・保護者への情報提供

調査結果の共有と今後の対応方針を説明し、必要に応じて加害者の個人情報提供の可否や情報公開の範囲を慎重に検討しつつ、被害者の安全確保と尊厳保護を最優先する。県教育委員会や学校の基本方針に基づき、面談、文書、説明会などを通じて、二次被害防止を徹底しながら行う。

4 県教育委員会への報告

調査結果を静岡県教育委員会に報告する。

5 報道への対応

個人情報や人権への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階でトラブルや不適切な対応が無かったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることの無いよう留意する。

6 学校の設置者が調査主体となる場合

県が主体となる場合は静岡県教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

年間の流れ

		幼児 児童 生徒	職員	保護者等
4月	いじめ防止対策委員会①		○	
	いじめ防止基本方針について説明（PTA 総会）			○
5月	いじめ防止基本方針について周知（職員会議）		○	
	いじめ防止・人権月間（6月）取組提案			
	いじめ防止基本方針について説明（学校運営協議会）			○
	保護者面談（小中）			○
	親子情報モラル教室	○	○	○
6月	授業実践（人権学習）	○		
7月	保護者面談（中）			○
	いじめアンケート実施①	○		○
9月	保護者面談（小）			○
12月	保護者面談（中）			○
	いじめアンケート実施②	○		○
2月	保護者面談（小中）			○
	いじめ防止対策委員会② （報告、方針の見直し、次年度の計画立案）		○	

※児童生徒、職員、保護者等から報告があったときには、随時、情報を共有する。

いじめ対応フローチャート

いじめの疑い・通報・発見

- ◆いじめの現場を発見
 - ◆日常の観察（「サイン」や「変化」）
 - ◆本人や保護者からの訴え
 - ◆児童・生徒・保護者などからの情報 等
- 24 時間以内に対応

すぐ！報告・共有・組織対応

抱え込まず、即報告

◎学年主任・学級主任



◎生徒指導課長、部主事



◎校長、副校長・教頭等

いじめ防止対策委員会 3日以内に開催

- ◆事実確認
- ◆共同体性の確立
- ◆対応方針の決定・共通理解

いじめ防止対策促進法に基づく組織的な対応

事案の状況により、対応者を決定
（担任・学年職員・養護教諭等）

■初期の組織対応

- (1)情報の整理・共有
 - ・いじめの態様
 - ・聞き取り状況等
- (2)対応方針の決定
 - ・心のケア
 - ・関係者の指導・支援
 - ・保護者との協同

■メンバー

校長、副校長、
教頭、事務長、
生徒指導課長
各部主事
当該学級担任
養護教諭
など

複数の職員で対応

- 予断を挟まず丁寧に聞く
- できる限り多くの情報
- 聞き取る内容
 - ・いつ ・どこで ・誰が
 - ・何を ・どのように
- いじめ指導記録表あり

【聞き取りの際の注意事項】

- ① 児童生徒が安心して話せる人や場所に配慮する。
- ② 関係者からの情報に食い違いがないか確認をする。
- ③ 情報提供者の秘密を保持し、不利益を被らないように細心の注意を払う。
- ④ 詳細かつ正確に記録を残す。記録者の主管者憶測は排除する。
- ⑤ 被害児童生徒の辛さや不安に寄り添う。

【外部専門家】

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・スクールロイヤー

- ・保護者
- ・警察
- ・教育委員会
- ・医療機関

いじめの解消に向けた指導・支援 いじめの未然防止に向けた支援

いじめが解消されたとは？

- (1)いじめの行為が止んでいること(すくなくとも3か月間)
- (2)被害を受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと